丹波篠山オンラインショップ巡り補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び経済対策のために、市民等（市内に居住し、事業を営む者をいう。以下同じ。）が新たに設置されるポータルサイトを通じて丹波篠山の特産物、工芸品等（以下「特産物等」という。）を販売する金額の一部を補助することにより、来訪者数の抑制による感染拡大リスクの低減、消費者の購買意欲向上、特産物等の生産者及び販売事業者の経営改善及び販売促進に寄与することを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、市民等その他市長が認める者で、丹波篠山オンラインショップ巡りに参画するものとする。

（補助金の交付対象経費）

第３条　補助金交付の対象となる経費は、令和２年１０月１日から令和２年１０月２５日までの期間中にポータルサイト又は自社のネットショップで設定のクーポンを利用した決済で、一回につき税込２，０００円以上の販売総額から５００円を割り引いた場合において、割引総額に相当する額とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する額とする。ただし、一事業者につき２，０００，０００円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、丹波篠山オンラインショップ巡り補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に実績報告書（様式第２号）、実績報告書の根拠資料、振込先口座の通帳表紙中面の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第６条　市長は、前項の補助金交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（補助金の返還）

第７条　市長は、偽りその他不正な手段によって補助金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

２　前項の規定により返還を求められた者は、速やかに補助金を市長に返還しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年８月２１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

丹波篠山市長様

住所

　事業者名

　氏名

（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　）

丹波篠山味オンラインショップ巡り補助金交付申請書兼請求書

丹波篠山オンラインショップ巡り補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、補助金の交付申請及び請求をします。

記

１　交付申請額 　　　　　　　　　　　　　円

　　（請求額）

２　振込指定口座

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行・信用金庫  支店  農協・信用組合 | | | | | | | |
| 口座番号 | 普通・当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  | | | | | | | |
| 口座名義 |  | | | | | | | |

３　添付書類 実績報告書（様式第２号）および根拠資料

振込先口座の表紙中面の写し（口座情報）

様式第２号（第５条関係）

　年　　月　　日

　丹波篠山市長　様

住　所

店舗名

代表者

丹波篠山オンラインショップ巡り補助金　実績報告書

　丹波篠山オンラインショップ巡り補助金に係る実績を下記及び別紙明細のとおり報告します。

記

1. 補助対象件数合計： 件
2. 補助金額合計： 円　（①×５００円）

＜添付の根拠資料（いずれかにチェック）＞※個々の日付と件数を確認します。

* 自社サイト上での販売（クーポン利用）明細一覧画面の画像データ
* 納品書電子データ（全件分）及びクーポン利用期間と利用数合計の表示画面の画像データ